

商店街活性化施策の在り方について

- 平成 26 年における「秋のレビュー」の指摘事項に対する各府省の対応状況（平成 27 年 1 月 26 日時点）【簡略抜粋版】
 - ・ 商店街活性化施策の在り方
- 平成 26 年行政事業レビューシート
 - ・ 地域中小商業支援事業
 - ・ 商店街まちづくり事業
 - ・ 地域商店街活性化事業
 - ・ 地域商業自立促進事業
- 政策体系図
- 平成 26 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（抜粋）

平成 26 年における「秋のレビュー」の指摘事項に対する各府省の対応状況（平成 27 年 1 月 26 日時点）【簡略抜粋版】

担当府省名	経済産業省
テーマ等	商店街活性化施策の在り方
指摘事項	・ 地域商業自立促進事業（現行事業）は、補助対象の商店街における歩行者通行量や売上高に関する成果目標を設定しているが、①事業本来の目的である「全国への波及」を検証できる定量的な指標についても設けるべきではないか。その検証を行うためにも、補助対象となった商店街の効果検証が客観的なものである必要があることから、②歩行者通行量や売上げ等の指標の計測条件を徹底するとともに、③売上げや利益に関する情報等評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とすることを検討すべきではないか。 また、④事業終了後の効果検証を継続的に実施すべきではないか。 ・ ⑤補助事業を採択するに当たっては、「効果の継続性」についての評価を高めること等により効果の継続性を十分に見極めるとともに、⑥事業終了後の補助対象の商店街の自立促進を促すべきではないか。 ・ ⑦地方自治体との役割分担については、自治体から財政支出があるなど、事業への地方自治体による強力な関与がある案件、とりわけ、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組む地方自治体の関与がある案件を優先的に採択すべきではないか。
個別項目	
平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容	
・ 地域商業自立促進事業（現行事業）は、補助対象の商店街における歩行者通行量や売上高に関する成果目標を設定しているが、①事業本来の目的である「全国への波及」を検証できる定量的な指標についても設けるべきではないか。	指摘を踏まえ、全国への波及を検証できる定量的な指標を新たに設定する。 平成 27 年度行政事業レビューシートにおいて、「他の商店街への事業波及効果が認められた補助事業の割合」を新たに設定することとする。
・ その検証を行うためにも、補助対象となった商店街の効果検証が客観的なものである必要があることから、②歩行者通行量や売上げ等の指標の計測条件を徹底するとともに、売上げや利益に関する情報等評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とすることを検討すべきではないか。	指摘を踏まえ、成果指標である「歩行者通行量」及び「売上高」について、指標の計測条件を徹底する。 補助事業者に対して、事業実施前・事業実施後それぞれにおいて、「歩行者通行量」については同一月内における平日 2 日間の平均値、「売上高」については当該年度 1 年間の総計の測定を義務付けることとする。
・ その検証を行うためにも、補助対象となった商店街の効果検証が客観的なものである必要があることから、歩行者通行量や売上げ等の指標の計測条件を徹底するとともに、③売上げや利益に関する情報等評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とすることを検討すべきではないか。	指摘を踏まえ、「歩行者通行量」及び「売上高」並びにその他の事業評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とする。 補助事業者に対して、成果指標である「歩行者通行量」及び「売上高」に係る 5 年間の目標値の設定及び事業実施後 5 年間の事業実施効果報告書の提出を義務付け、これを事業採択の条件とする。 加えて、補助事業者に対して、事業特性に応じた追加指標や、今後の全国への波及に当たって、当該事業の成功要因等、他の商店街の参考となり得るような情報の提供を行うことについて、事前に了解を取り、全国への波及を進めることとする。
・ また、④事業終了後の効果検証を継続的に実施すべきではないか。	指摘を踏まえ、事業終了後の効果検証を継続的に実施するためのフォローアップ体制を強化する。上記のとおり、補助事業者に対して、事業実施効果に係る 5 年間の目標値の設定及び事業実施後 5 年間の事業実施効果報告書の提出を義務付ける。そのうえで、各年度の目標値を達成していない補助事業者に対しては、目標達成のための今後のより具体的な対応策について新たに報告義務を課することとする。

・ ⑤補助事業を採択するに当たっては、「効果の継続性」についての評価を高めること等により効果の継続性を十分に見極めること等により効果の継続性を十分に見極めるとともに、事業終了後の補助対象の商店街の自立促進を促すべきではないか。	指摘を踏まえ、補助事業を採択するに当たっては、「効果の継続性」についての評価を高めること等により、効果の継続性を十分に見極める。 補助事業者に対して、補助金申請書において、「補助事業の効果の継続性を確保するための取組」の記載を義務付けるとともに、事業採択にあたって「効果の継続性」を新たな評価項目として設定する。 加えて、上記のとおり、各年度の目標値を達成していない補助事業者については、目標達成のための今後のより具体的な対応策についても報告義務を課すこととする。
・ 補助事業を採択するに当たっては、「効果の継続性」についての評価を高めること等により効果の継続性を十分に見極めるとともに、⑥事業終了後の補助対象の商店街の自立促進を促すべきではないか。	指摘を踏まえ、事業終了後の補助対象の商店街の自立促進を促すためのフォローアップ体制を強化する。 上記のとおり、補助事業者に対して、補助金申請書において、「補助事業の効果の継続性を確保するための取組」の記載を義務づける。 そのうえで、地方自治体に対しては、支援計画書において、地方自治体のより具体的な関与方法（例：補助金による支援、人的支援、情報発信活動）の記載を求めるとにより、地方主導による商店街の活性化を促すこととする。
・ ⑦地方自治体との役割分担については、自治体から財政支出があるなど、事業への地方自治体による強力な関与がある案件、とりわけ、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組む地方自治体の関与がある案件を優先的に採択すべきではないか。	指摘を踏まえ、地方自治体との役割分担については、地方自治体の関与についての評価を高めること等により、地方自治体の関与の強い案件、とりわけ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組んでいる案件を優先的に採択することとする。 上記のとおり、地方自治体に対して、支援計画書において、地方自治体のより具体的な関与方法の記載を求める。 また、地域が抱えている構造的な課題に当該事業がどのように貢献し得るものなのかを審査・評価する。 そのうえで、「地方自治体との役割分担」について、事業採択に当たって審査のウェイトを引き上げ、地方自治体の関与の強い案件、とりわけ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組んでいる案件を優先的に採択する。

平成26年行政事業レビューシート（経済産業省）										
事業名		地域中小商業支援事業			担当部局庁		中小企業庁 経営支援部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度		平成25年度・平成25年度			担当課室		商業課		課長 多田 拓一郎	
会計区分		一般会計			政策・施策名		4. 中小・地域 4－1 経営革新・創業促進			
根拠法令 （具体的な条項も記載）		中小小売商業振興法第5条 商工会及び商工会議所による小規模事業の支援に関する法律第7条			関係する計画、通知等		日本経済再生に向けた緊急経済対策について（平成25年1月11日閣議決定）			
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		（1）中小商業活力向上事業 ①中小商業活力向上支援事業・②中小商業活力向上施設整備事業 地域コミュニティの担い手である商店街等の活性化を目的として、集客力向上や売上増加に効果のある商店街の取組を支援する。 （2）地域商業再生事業 地域コミュニティにおいて生活基盤としての役割を担ってきた商店街等の機能低下が顕著となるなか、地域状況調査分析に基づいて、商店街等とまちづくり会社等の民間企業等とが一体となって行う地域コミュニティ機能の再生を図る取組を支援するとともに、商店街等が、地域のコミュニティ機能を継続的・自律的に果たしていけるよう、外部環境の変化に適合した形で構造改革を進める取組等を支援する。 （3）全国商店街振興組合連合会補助事業 少子高齢化の進展や郊外型大型店との厳しい競争等、近年の商店街を取り巻く厳しい環境に鑑み、全国商店街振興組合連合会への補助を通じて、商店街活性化施策等の普及・啓発を行うとともに、商店街関係者の人材育成を促し、地域経済の中心的存在である商店街を始めとした中小小売商業の活性化を図ることを目的とする。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		（1）中小商業活力向上事業 ①中小商業活力向上支援事業 商店街振興組合、商工会、商工会議所及び民間事業者等が、集客事業の実施や空き店舗の有効活用など、社会課題を踏まえつつ商店街の集客力向上や売上高の増加等に向けた取組を行う場合に、補助率2/3・1/2・1/3（地域商店街活性化法の認定を受けた事業については、補助率最大2/3）の補助金を交付する。 ②中小商業活力向上施設整備事業 商店街振興組合、商工会及び商工会議所等が、アーケードの整備やカラー舗装の整備、商業インキュベータ施設の設置など、社会課題を踏まえつつ商店街の集客力向上や売上高の増加等に向けた施設整備を行う場合に、補助率2/3・1/2・1/3（地域商店街活性化法の認定を受けた事業については補助率最大2/3）の補助金を交付する。 （2）地域商業再生事業 商店街組織とまちづくり会社や特定非営利活動法人等の民間企業等とが一体となり、地域の人口規模、行動範囲、商業量、地域住民が商店街等に求める地域コミュニティ機能などを精査し、まちづくり計画と整合的に取り組まれるコミュニティ機能再生・向上のための地域状況の調査、当該調査に基づき行う施設整備等事業及び再生支援事業に加えて、商店街等において財務状況の改善の効果のある事業であって、当該商店街等を取り巻く外部環境の変化を踏まえて取り組まれる、地域のコミュニティ機能の継続的かつ自律的な維持・強化が図られる構造改革に資する事業等に対して、補助率2/3の補助金を交付する （3）全国商店街振興組合連合会補助事業 全国商店街振興組合連合会（以下「全振連」）が実施する商店街の近代化や各種研究会の実施とその成果の普及啓発、都道府県商店街振興組合連合会（以下「県振連」）の役職員等の研修事業等を実施。（補助率6/10）								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 （単位:百万円）				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	-	-	3,869	-	-		
			補正予算	-	-	-	-	-		
			前年度から繰越し	-	-	-	398	-		
			翌年度へ繰越し	-	-	▲ 398	-	-		
			予備費等	-	-	-	-	-		
		計		-	-	3,471	398	-		
		執行額		-	-	1,273				
執行率（%）				37%						
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 （25年度）
		（1）中小商業活力向上事業 ①中小商業活力向上支援事業 ②中小商業活力向上施設整備事業 来街者数の増加及び売上の改善がみられた商店街等の割合			成果実績	%	-	-	-	
					目標値	%	-	-	-	①65②65
					達成度	%	-	-	-	
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 （年度）
		（2）地域商業再生事業 来街者数の増加及び売上の改善がみられた商店街等の割合			成果実績	%	-	-	-	
					目標値	%	-	-	-	65
					達成度	%	-	-	-	

		成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		(3)全国商店街振興組合連合会補助事業 全振連が行う講習会・研修事業への参加者の満足度		成果実績	%	—	—		
				目標値	%	—	—		85
				達成度	%	—	—		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
		(1)中小商業活力向上事業 ①中小商業活力向上支援事業 ②中小商業活力向上施設整備事業 当該年度の本補助金採択件数に対する地域商店街活性化法認定案件の補助金採択件数の割合		活動実績	%	—	—	58.6	
				当初見込み	%	—	—	60	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
		(2)地域商業再生事業 採択件数		活動実績	件	—	—	40	
				当初見込み	件	—	—	79	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
		(3)全国商店街振興組合連合会補助事業 全振連が行う講習会・研修事業への参加者の参加人数		活動実績	人	—	—	298	
				当初見込み	人	—	—	280	
単位当たりコスト		算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
		(1)中小商業活力向上事業 X÷Y X:執行額 Y:執行件数		単位当たりコスト	千円/件	—	—	11,012	
				計算式	/	—	—	671,738/61	
単位当たりコスト		算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
		(2)地域商業再生事業 X÷Y X:執行額 Y:執行件数		単位当たりコスト	千円/件	—	—	16,970	
				計算式	/	—	—	593,943/35	
単位当たりコスト		算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
		(3)全国商店街振興組合連合会補助事業 X÷Y X:講習会・研修会費 Y:全振連が行う講習会・研修事業への参加者の参加人数		単位当たりコスト	円/名	—	—	4,204	
				計算式	/	—	—	1,253,000/298	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費 目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
		—	—						
	計	—	—						

事業所管部局による点検・改善				
	項 目		評 価	評価に関する説明
国 費 必 要 投 入 の 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	事業の目的は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」「(1)中小企業・小規模事業者対策等への支援」にも記載されている商店街の活性化を目的としていることから優先度が高い事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	・事業採択に当たっては、公募を実施し、審査基準に基づき、外部評価者による第三者の評価により採択先を選定するため、競争性・公平性が確保されている。 ・採択、契約時において、コスト水準の妥当性のチェックを行っている。 ・補助金については、他制度と同等に補助率を2／3以内に設定し、受益者負担は妥当と考える。 ・公募要領等において真に必要な経費に限定している。 ・不用率が大きかった理由として、補助金の公募開始時期の遅れ及び周知不足である。
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	商店街の売上げ向上やコミュニティ機能の強化など商店街の活性化を図る効果的な事業である。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	「平成25年度新規事業」 平成23年11月の提言型政策仕分けにおいて、「施策の効果が見えないうえに、効果を測る指標自体が曖昧なものになっている」との提言を受け、事業者には、売上高の目標指標に対する5年間の追跡調査を義務づけるとともに、提案時にも事業終了後5年間の明確な売上高の数値目標を提出させることとした。		
	改善の方向性	—		
外部有識者の所見				
商店街の活性化や機能低下の防止という事業目的の必要性は理解できるが、その原因は少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化等に起因する部分も大きいと思われ、この事業により本当に解決可能なのか改めて検証すべきではないか。多額の不用が発生しているため、事業の執行や予算積算、当初の事業想定等に問題がなかったか確認すること。また、通行量の拡大や売り上げの増大といった成果目標が達成できそうか、状況を示すとともに、25年度公開プロセスの結果も踏まえ、今後の方向性について明らかにすること。				
行政事業レビュー推進チームの所見				
現 状 通 り	外部有識者のご指摘を踏まえ、所要の対応を行うこと。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
現 状 通 り	本事業により、商店街におけるコミュニティ施設の整備や各種イベント等を支援することで、商店街が担っていた地域コミュニティ機能などの低下防止につながると考えている。 成果目標については、現在集計中であるが、達成できる見込みが高い。 多額の不用が発生したが、本事業は平成25年度で公募を終了し、平成26年度からは応募要件やメニューを再構築した「地域商業自立促進事業」を立ち上げている。「地域商業自立促進事業」では、地域住民のニーズ等を確認する事前調査を必須とするほか、自治体からの支援計画書の提出及びフォローアップも応募要件としている。			

備考						
◇事業仕分けとの関係 平成21年度事業仕分け第1弾の対象事業。 事業番号:2-59 事業名:(1)商店街・中心市街地活性化事業(中小商業活性化支援事業、中小商業活力向上施設整備事業、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金) WGの評価結果:予算要求の縮減(2割削減)(廃止2名、自治体/民間3名、予算計上見送り1名、予算要求縮減6名:a.半額 2名 b.1/3縮減 1名、c.その他 3名) とりまとめコメント:意見が分かれているが、予算要求通りの方はいなかった。予算の7割減や廃止という意見があり、これは制度そのものがおかしいと思っていることの表れ。中心市街地活性化の重要性については理解しているが、まず、予算の縮減をしていただきたい。予算要求の縮減は2割とする。実施主体については地方自治体に任せの方がいいという方が3名おり、来年度については、予算を2割削減した上で、地方自治体の意見をよく聞いていただきながら、実施主体は国とする。再来年度以降については、中心市街地活性化・商店街活性化について、国と地方自治体が協議して、実施主体としてどちらがよいのか、予算の渡し方として補助金がいいのか交付金がいいのかを含め、できる限り地方自治体の現場に近い声が反映できる仕組み、政策目的が達成できる仕組みを考えていただきたい。 ◇財務省予算執行調査の結果 財務省の平成22年度予算施行調査の対象事業。当該調査の結果、反映状況票において次のとおり調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性として指摘を受け、反映の内容等において対応方針を示したところ。 【調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性】 1. 商店街活性化への効果が乏しい補助対象メニュー (1)事業者にて設定している目標の達成率が低く、商店街活性化への効果が乏しいと考えられる事業があったため、真に商店街活性化に必要となる事業を実施できるように審査の厳格化等について検討すべきである。 (2)補助の対象となる事業のうち、過去4カ年において、採択実績が全くない事業があったため、事業者等のニーズを的確に反映したメニューとなるよう検討すべきである。 2. 目標設定とその達成状況の検証等 目標の設定内容や水準について、事業の採択時に、真に商店街活性化につながるものかを検証できていない事業が見受けられた。また、事業実施後において、達成状況についての十分な検証がなされているとは言い難い事業も見受けられた。このように、目標設定やその達成状況の検証等に問題が認められたことから、目標設定については活性化を直接検証できる指標(「売上高」「通行量」等)を必須とし、達成状況の検証については応募時に具体的な検証方法を記載させるなど、制度の見直しを検討すべきである。 【反映の内容等】 1. (1)事業者にて設定している数値目標の内容や水準、根拠については、厳格に審査を行い、真に商店街活性化の効果が認められるもののみを採択することとする。 (2)これまでの採択実績が全くない事業等については、補助対象事業から外す等、事業者等のニーズを反映したメニューとする。 2. 目標設定については、商店街活性化の効果を直接検証できる歩行者通行量又は売上の増加を必須とし、達成状況の検証については応募時に具体的な検証方法を記載させることとする。 ◇補記事項 予算の執行等の観点から効率化を図るため、平成24年度で中小商業活力向上事業と地域商業再生事業と全国商店街振興組合連合会補助金を統合し、平成						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	-	平成25年	新25-0028

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

【中小商業活力向上事業】

経済産業省
671百万円

〔 中小商業活力向上補助金の交付 〕



【公募・補助】

A.振興組合等
(61団体)

〔 公募により採択、交付決定された事業に対する補助事業実施 〕

【地域商業再生事業】

経済産業省
593百万円

〔 地域商業再生事業費補助金の交付 〕



【公募・補助】

B.振興組合等
(35団体)

〔 公募により採択、交付決定された事業に対する補助事業実施 〕

【全国商店街振興組合連合会補助金】

経済産業省
7百万円



【補助】

c.全国商店街振興組合連合会

＜商店街指導等事業＞

- ・全振連主催の研究会の開催
- ・全振連主催による県振連の役職員を対象とした講習会・研修会等の開催 等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.浅草西参道商店街振興組合			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	施設等の建設・取得費	防犯カメラ・LED電球・LEDスポット照明・看板の設置、ファサード修景	151			
	広報費	イベント関連の広報	0			
	イベント費	ファサード修景完成イベント	0			
	委託費	経営開発スタディ、空き店舗テナントミックス	0			
	計		151	計		0
	B.名護大通り会・株式会社パム			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	外注費	映画制作等	113			
	広報費	ホームページ、チラシ作成等	24			
	委託費	交流施設の整備等	21			
	空き店舗改造費	交流施設の設計、植栽工事等	15			
	施設整備費	観光客と地域住民の交流施設の整備等	13			
	イベント費	交流施設完成イベント	5			
	備品費	交流施設関連備品等	4			
	その他	内装・設備・施工工事費、店舗等賃借料、印刷製本費	4			
	計		199	計		0
	C.全国商店街振興組合連合会			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	指導事業費	職員旅費、通信費、コピー機借上料 等	2			
	研究会費	委員謝金、委員旅費、会議費、原稿料、印刷製本費 等	2			
	講習会・研修会費	講師謝金、講師旅費、会場借料、テキスト代	1			
	情報提供費	印刷製本費、通信運搬費、原稿料	2			
	計		7	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 振興組合等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	浅草西参道商店街振興組合	防犯カメラの設置、LED照明設置の整備、ファサード整備、各種イベントの実施	151	79	-
2	東淡路商店街振興組合	アーケードの新設、太陽光パネル・防犯カメラ・AEDの設置・各種イベントの実施	98	79	-
3	堺東中瓦町商店街振興組合	デジタルサイネージを活用した情報発信事業、太陽光パネルの設置	43	79	-
4	豊岡まちづくり株式会社	空き店舗を活用した地域資源(かばん)ショップ等の設置	42	79	-
5	栃尾商工会	空き店舗を活用したコミュニティ施設・アンテナショップの設置運営、地域資源を活用したイベントの実施	30	79	-
6	北海道マルシェ株式会社	空き店舗を活用したアンテナショップチャレンジショップ、マルシェゾーンの設置	29	79	-
7	飯田商工会議所	コミュニティ施設の整備・運営	27	79	-
8	高山安川商店街振興組合	アーケードの改修、地域資源を活用したイベントの実施	25	79	-
9	下北沢一番商店街振興組合	空き店舗を活用したチャレンジショップの設置・運営、活動交流拠点の運営等、デジタルサイネージ等を活用した情報発信事業	24	79	-
10	宗右衛門町商店街振興組合	地域資源を活用したイベントの実施、ガイドブック、季刊誌の作成	18	79	-

B. 振興組合等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名護大通り会 株式会社バム	観光客と地域住民の交流施設の整備、ひんぷんガジュマルをシンボルとした緑化事業の実施、地域住民と若手アーティストが交流できるアートベンチの整備 映画製作を通じたコミュニティの再生及び関連事業として地域住民による旅行商品の企画、新たなサービスの提供、土産品の開発等の実施	199	56	-
2	もとみや商店街協同組合 株式会社 Mot.Comもとみや	子育て支援機能を持った商業施設の整備事業	115	56	-
3	商店街振興組合 三条通ショッ ピングモール 株式会社つづまち奈良	空きビルを活用し、まちなかカフェ、貸しホール等を併設した施設を整備	49	56	-
4	一身田商工振興会 株式会社あかり屋	地域食材を利用したカミュにティレストランの整備	36	56	-
5	城南商店街振興組合 株式会社Globe fitness&studio	空き店舗を活用したダンス、ヨガ、たいそう等を実施するための健康サポート施設の設置	32	56	-
6	堺山之口連合商店街振興組合 堺山之口まちづくり合同会社	空き店舗を活用した集いスペースの設置、子育て世代向けのコミュニティスペースの設置、高齢者層向け井戸端会議スペースの設置	25	56	-
7	TSB商店会 株式会社高岡ステーションビル	駅前地区における交流情報発信ステージの整備および交流情報の発信	25	56	-
8	協同組合佐原信販	・まちゼミおよび一店逸品研究会の開催による組合員の体質強化 ・ポイントカードシステム更新および地域活動等のポイント付与による地域コミュニティ再構築	22	56	-
9	留萌市商店街振興組合 NPO法人 留萌観光協会	空き店舗を活用し、コミュニティレストラン、チャレンジショップと合わせ、地域住民の寄り合い所的な機能を有したコミュニティスペースを整備	11	56	-
10	片塩振興協議会 片塩まちづくり株式会社	空き店舗を活用し、高齢者向け健康施設を整備	9	56	-

C. 全国商店街振興組合連合会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国商店街振興組合連合会	全振連が実施する商店街の近代化にかかる研究会や県振連の役職員等に対する研修事業	7	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事業番号0194

平成26年行政事業レビューシート

(経済産業省)

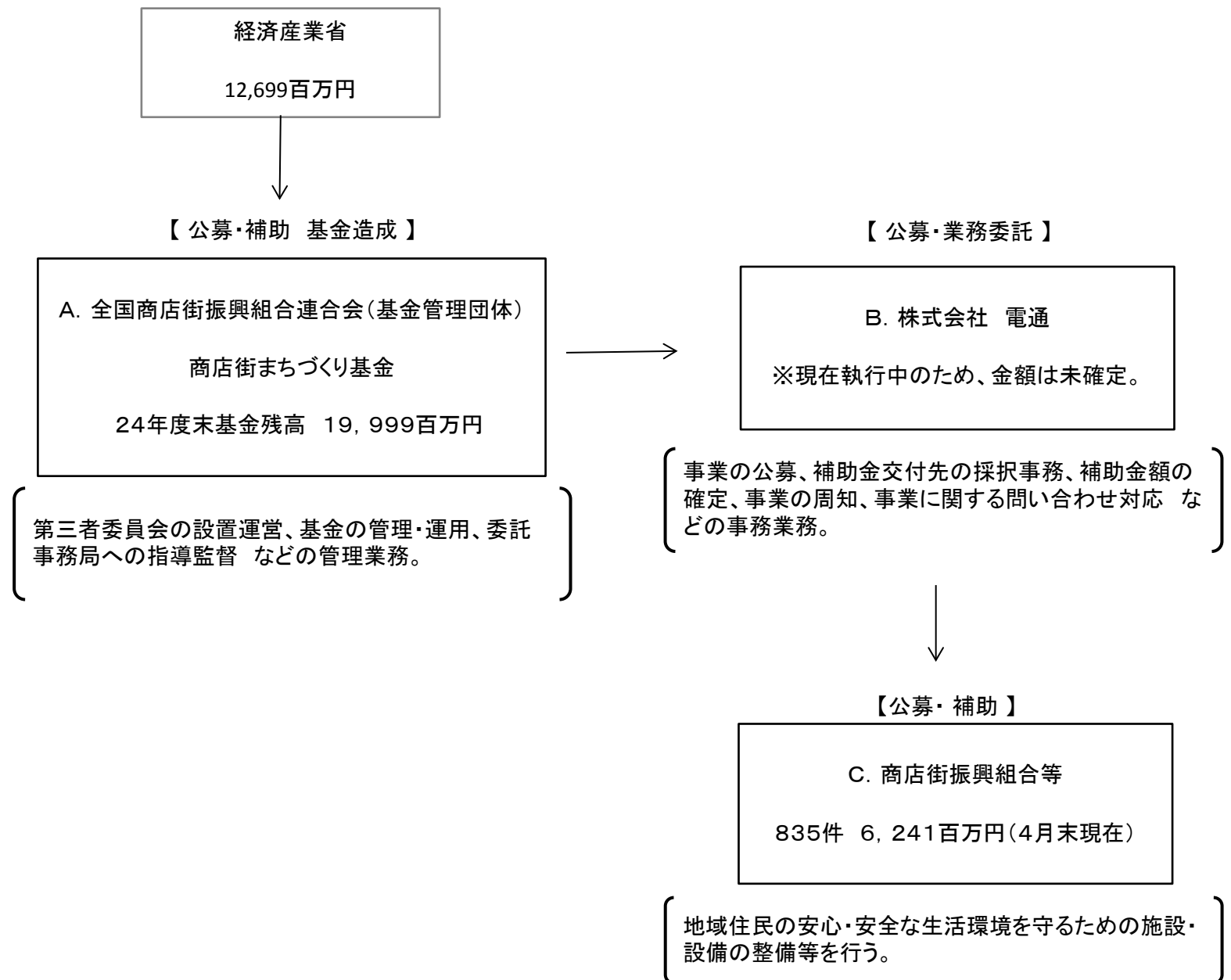
事業名		商店街まちづくり事業		担当部局庁	中小企業庁 経営支援部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度		平成24年度～平成27年度末(予定)		担当課室	商業課		課長 多田 拓一郎			
会計区分		一般会計		政策・施策名	4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進					
根拠法令 (具体的な条項も記載)		—		関係する計画、通知等	消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について(平成25年10月1日閣議決定)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備等を支援することにより、安心・安全に配慮した、身近で快適な商店街づくりを目指す。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		老朽化した施設への安全性の懸念や防犯カメラの効果に対する認識の高まりなどを受け、商店街においても地域住民が安心・安全に生活できる環境の整備は急務となっていることから、商店街振興組合等が、地域の行政機関等からの要請に基づいて、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備(防犯カメラ、街路灯、アーケード等)の整備等を行う場合に、補助対象経費の2／3以内の補助を行う事業。								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	—	—	—	—	—		
			補正予算	—	19,999	12,700	—			
			前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
			翌年度へ繰越し	—	—	—	—			
			予備費等	—	—	—	—			
		計	—	19,999	12,700	—	—			
		執行額		—	19,999	12,700				
執行率(%)			100%	100%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
		①安心・安全の指標の改善割合 ②歩行者通行量の改善割合			成果実績	%	—	—	—	
					目標値	%	—	—	①60②60	①60②60
					達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
		採択件数			活動実績	件	—	—	1,526	
					当初見込み	件	—	—	2,000	2,160
単位当たりコスト		算出根拠				単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
		執行額(千円)÷採択件数(件)			単位当たりコスト	千円	—	—	13,105	5,880
					計算式	/	—	—	19,998,545／1,526	12,699,950／2,160

平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由
			—	—	
	計		—	—	

事業所管部局による点検・改善						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 必 費 投 入 の 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	この事業は、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」「4. 消費税率引上げにあたっての対応」「(3)新たな経済対策の策定」に記載されている中小企業に重点を置いた設備投資支援であり、優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	・事業採択に当たっては、公募を実施し、審査基準に基づき、外部評価者による第三者の評価により採択先を選定するため、競争性・公平性が確保されている。 ・採択、契約時において、コスト水準の妥当性のチェックを行っている。 ・補助金については、他制度と同等に補助率を2／3以内に設定し、受益者負担は妥当と考える。 ・公募要領等において真に必要な経費に限定している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	間接補助事業の採択にあたり、行政機関等からの要請に基づき真に必要な事業を採択するなど有効性の確保に努めている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	本事業は、商店街振興組合等が、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための防犯カメラの設置や街路灯の施設・設備の整備を行う旨に対し補助を行うこととしている。これにより、地域商店街の設備投資及び雇用創出が図られるため、経済対策としても当該事業は必要なものである。 また、全国13,000の商店街のうち、地域の行政機関等からの要請に基づき真に必要な施設・設備の整備に充てるものであり、対象についても限定をしている。				
	改善の方向性					
外部有識者の所見						
地方自治体に委ねることができない事業なのか検討すべき。また、基金管理に伴う事務コストを常に意識し、効率的な執行に努めること。全国商店街振興組合連合会に支出した補助金が適切に執行されているか検証すること。また、本事業が「歩行者通行量の改善」にどのようにつながるか説明すること。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	外部有識者のご指摘を踏まえ、所要の対応を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	①商店街まちづくり事業は、平成24年度に緊急経済対策として補正予算にて組成され、その機動的かつ継続的な実施が期待されるものであり、その性質上、国で実施することが適当であると考え。なお、補助事業者の採択にあたっては、地方公共団体からの要請書を申請の要件としているところ。 ②基金管理団体と密接かつ定期的に情報共有を図り、基金管理に伴う事務コストを常に意識し、効率的な執行に努めるよう管理・監督を行っていく。また、全振連に支出した補助金が適切に執行されるよう管理・監督を行っていく。 ③本事業により、地域住民の安心・安全な生活環境を守り、安心して来訪できる商店街の環境を構築することで個人消費の喚起と雇用創出が図られ、「歩行者通行量の改善」につながると考えている。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	—	平成24年	—	平成25年	0180

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り
先が何を行っている
かについて補足
する)(単位:百万
円)



費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.全国商店街振興組合連合会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
基金造成	第三者委員会の設置運営、基金の管理・運用、委託事務局への指導監督などの管理業務	12,699			
計		12,699	計		0
B.株式会社 電通			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	※現在執行中のため、金額は未確定。				
計		0	計		0
C.戎橋筋商店街振興組合			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
外注費	アーケードの改修、アーケード照明のLED化、犯カメラの増設など	150			
計		150	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国商店街振興組合連合会	第三者委員会の設置運営、基金の管理・運用、委託事務局への指導監督などの管理業務	12,699	応募者数1	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社 電通	事業の公募、補助金交付先の採択事務、補助金額の確定、事業の周知、事業に関する問い合わせ対応 などの事務業務。			
2					
3		※現在執行中のため、金額は未確定。			
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	戎橋筋商店街振興組合	アーケードの改修、アーケード照明のLED化、防犯カメラの増設など	150	1,573件の応募に対して1,526件の採択	公募
2	大須仁王門通商店街振興組合	アーケードの改修、アーケード照明のLED化	147		公募
3	心斎橋筋北商店街振興組合	アーケードの改修	100		公募
4	西条紺屋町商店街振興組合	アーケードの建設、アーケードの撤去、防犯カメラの設置など	100		公募
5	鹿島ショッピングセンター協同組合	建物の耐震強化改装	81		公募
6	大分市竹町通商店街振興組合	アーケードの改修、アーケード照明のLED化、防犯カメラの増設	80		公募
7	西茂呂・栄町防犯街路灯等振興会	LED街路灯の設置	65		公募
8	高松片原町西部商店街振興組合	アーケード等の改修、アーケード照明のLED化、街路灯のLED化	65		公募
9	大安亭市場協同組合	アーケードの改修	62		公募
10	朝日商店会、トマト商店会、正和商店会、駅前商店会、共栄商店会、柳通り商店会、親和商店会	街路灯の設置	57		公募

事業番号0196

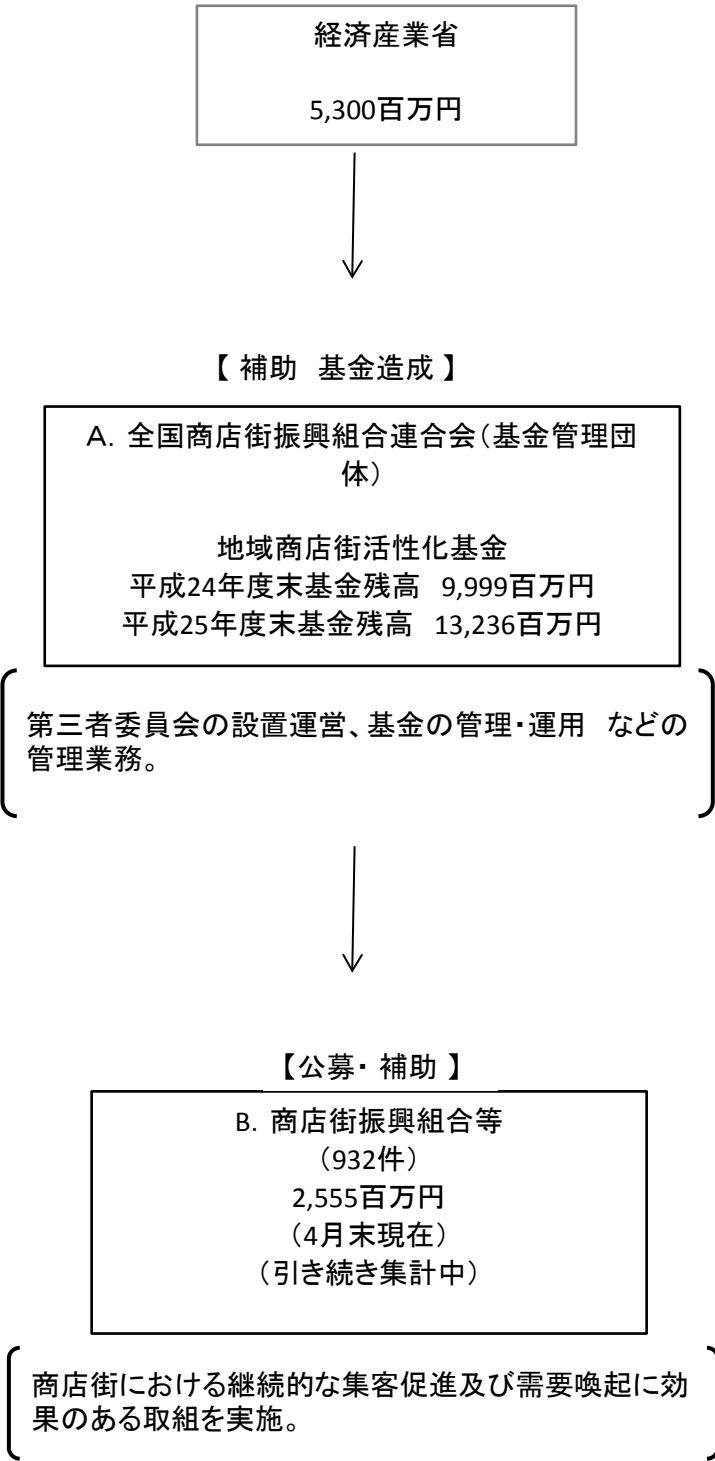
平成26年行政事業レビューシート（経済産業省）

事業名		地域商店街活性化事業		担当部局庁	中小企業庁		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度		平成24年度～平成27年度末(予定)		担当課室	商業課		課長 多田 拓一郎			
会計区分		一般会計		政策・施策名	4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進					
根拠法令 (具体的な条項も記載)		-		関係する計画、通知等	消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について(平成25年10月1日閣議決定)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		全国商店街振興組合連合会(以下「全振連」という。)が、国からの補助金を受けて基金を造成し、当該基金を活用して、商店街振興組合等が地域コミュニティの担い手として実施する、継続的な集客促進及び需要喚起に効果のある取組に要する経費を助成する事業(以下「地域商店街活性化事業」という。)を円滑に行うことにより、消費税の税率引上げを見据えた商店街の集客力及び販売力の向上を通じた商店街の体質強化を図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		全振連は、消費税の税率引上げに際しての消費税の円滑な転嫁に必要となる商店街の集客力及び販売力の向上を通じた商店街の体質強化を目的として、基金を用いて、商店街振興組合等が地域コミュニティの担い手として実施する、継続的な集客促進及び需要喚起に効果のある取組に要する経費に対する助成金を交付する事業を行う。								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	-	-	-	-	-		
			補正予算	-	10,001	5,300	-			
			前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
			翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
			予備費等	-	-	-	-			
		計	-	10,001	5,300	-	-			
		執行額	-	10,001	5,300					
執行率(%)		100%	100%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
		①売上高(又は空き店舗数)の改善割合 ②歩行者通行量の改善割合			成果実績	%	-	-	-	
					目標値	%	-	-	①60②60	①60②60
					達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
		採択件数			活動実績	件	-	-	1,813	-
					当初見込み	件	-	-	2,500	1,150
単位当たりコスト		算出根拠				単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
		予算額÷採択件数			単位当たりコスト	千円/件	-	-	5,516	4,609
					計算式	/	-	-	10,001,072/1,813	5,299,965/1,150
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
			-	-						
計		-	-							

事業所管部局による点検・改善						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 必 要 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	事業の目的は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」 「(1)中小企業・小規模事業者対策等への支援」にも記 載されている商店街の活性化を目的としていることから 優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業とな っているか。			○		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	・事業採択に当たっては、公募を実施し、審査基準に基 づき、外部評価者による第三者の評価により採択先を選 定するため、競争性・公平性が確保されている。 ・採択、契約時において、コスト水準の妥当性のチェック を行っている。 ・公募要領等において真に必要な経費に限定している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			－		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的 あるいは低コストで実施できているか。			○	補助事業の採択にあたり、外部評価者の第三者により 真に必要な事業を採択するなど有効性の確保に努めて いる。25年度のアウトプットは見込みを下回ったものの、 26年度に改善が見込める予定である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			－		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			－	－	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	本事業は、全振連が、国からの補助金を受けて基金を造成し、当該基金を活用して、商店街振興組合等が地域コミュニティの担い手として 実施する、継続的な集客促進及び需要喚起に効果のある取組に要する経費を助成する事業である。 これにより、地域商店街の恒常的な集客促進や需要の喚起が図られるため、経済対策としても当該事業は必要なものである。 また、全国の商店街約13, 000のうち、商店街組織が強固であり情報発信の能力も高い約3,000(補助事業者数:24年度1,813件、25年度約 1,150件を支援予定)の取組を支援することで、日本全国に本事業の成果を裨益させる。				
	改善の 方向性	助成対象者を「商店街組織」のみから「商店街組織と民間事業者(まちづくり会社、特定非営利活動法人等)の連携体」を追加した。				
外部有識者の所見						
採択件数の把握に止まらず、事業として実現を目指す成果目標を明確に設定し、その達成状況や進捗を図るための適切な成果指標を設定すること。「集客促 進」や「需要喚起」を目的にするのであれば、客や売り上げの増加をアウトカムとして数値設定すべきものと思われる。また、本事業の成果を日本全体に裨益さ せるための道筋について説明すること。「商店街組織が強固で情報発信力の高い」ところを支援するというが、それにより得られた成果が組織が必ずしも強固で ない商店街においてどうして利用可能なのかといった説明が必要と思われる。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	外部有識者のご指摘を踏まえ、所要の対応を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	成果目標の指標として、①売上高(又は空き店舗数)の改善割合、②歩行者通行量の改善割合を設定している。 組織力の高い商店街組織の成功事例をHP等で公表し、広く情報発信することで、当該事業をモデル事業と位置付け、先進的取組として他の 商店街へ周知することにより商店街組織の全体的な底上げが期待される。また、地域経済の核を担う商店街の取組が活性化されることにより、 日本経済全体への波及効果が期待できる。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	－	平成24年	－	平成25年	0181

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り
先が何を行っている
かについて補足
する)(単位:百万
円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.. 全国商店街振興組合連合会			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
地域商店街活性化事業	謝金、旅費、庁費、人件費その他管理費	5,300			
計		5,300	計		0
B.一葉桜千束入谷振興会			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
委託費	イベント企画・運営、商店街マップのデザイン	1			
広報費	イベント・体験教室チラシ・ポスター作成	1			
設営費	イベント会場設営	1			
印刷費	商店街マップ印刷	1			
その他	体験教室講師謝金、イベント警備外注費	0			
計		4	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国商店街振興組合連合会	全振連は、商店街の集客力及び販売力の向上を通じた商店街の体質強化を目的として、基金を用いて、商店街振興組合等が地域コミュニティの担い手として実施する、継続的な集客促進及び需要喚起に効果のある取組に要する経費に対する助成金を交付する。	5,300	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B. 商店街振興組合等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一葉桜千束入谷振興会	イベント・体験教室の実施、商店街マップの作成	4	-	公募
2	かつの花通り商店街振興組合	イルミネーション・イベントの実施、情報誌の作成	4	-	公募
3	寺町商盛会	イベント・研修会の実施	4	-	公募
4	天神西通り発展会	セミナー・イルミネーションの実施、商店街マップの作成	4	-	公募
5	みなかみ街商工会月夜野支部	コンサート・フリーマーケットの開催、小冊子の作成	4	-	公募
6	金沢駅前第一ビル株式会社	イベントの実施、情報誌の作成	4	-	公募
7	我孫子丁商店会	イベントの実施、商店街マップ、情報誌、HPの作成	4	-	公募
8	児島駅前商店街連盟	イベント・スタンプラリーの実施、商店街マップの作成	4	-	公募
9	天文館にぎわい通商店街振興組合	イルミネーション・イベントの実施	4	-	公募
10	伊勢佐木町1・2丁目地区商店街振興組合	イルミネーション・イベントの実施、商店街マップの作成	4	-	公募

平成26年行政事業レビューシート（経済産業省）										
事業名	地域商業自立促進事業				担当部局庁	中小企業庁			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成26年度・平成30年度(予定)				担当課室	商業課			課長 多田 拓一郎	
会計区分	一般会計				政策・施策名	4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	中小小売商業振興法第5条 商工会及び商工会議所による小規模事業の支援に関する法律第7条				関係する計画、通知等	日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	(1)地域商業自立促進事業 商店街は、商業者の集積としての地域経済の重要な役割を担っているとともに、地域コミュニティ機能の担い手としても重要な存在である。その商店街が、社会の構造変化の中でも中長期的に発展していくためには、商店街を基盤に、地域の中で消費活動を活発化させ、資金を循環させることにより、地域における経済活動の自立的循環を促進することが重要である。 このため、地域経済循環の促進に資する、地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組や地域経済を循環させる基盤となる地域コミュニティの形成に向けた取組等を支援する。 (2)全国商店街振興組合連合会補助事業 少子高齢化の進展や郊外型大型店との厳しい競争等、近年の商店街を取り巻く厳しい環境に鑑み、全国商店街振興組合連合会への補助を通じて、商店街活性化施策等の普及・啓発を行うとともに、商店街関係者の人材育成を促し、地域経済の中心的存在である商店街を始めとした中小小売商業の活性化を図ることを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)地域商業自立促進事業 商店街等とまちづくり会社、NPO法人等との連携体等が行う、①地域経済循環の促進に資する地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組や、②地域経済を循環させる基盤となる地域コミュニティの形成に向けた取組及び、③商店街の商機能に着目した供給力を強化する取組等に対し、支援を行う。(補助率・・・①、②:2/3、③(①、②と併せて実施):2/3、③のみ(法認定※有り):2/3、③のみ(法認定※無し):1/2) ※商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (2)全国商店街振興組合連合会補助事業 全国商店街振興組合連合会(以下「全振連」)が実施する商店街の近代化や各種研究会の実施とその成果の普及啓発、都道府県商店街振興組合連合会(以下「県振連」)の役職員等の研修事業等を実施。(補助率6/10)									
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	-	3,900	2,500			
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
		計	-	-	-	3,900	2,500			
	執行額		-	-	-					
	執行率(%)									
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	(1)地域商業自立促進事業 歩行者通行量及び売上高の目標が達成された商店街の割合			成果実績	%	-	-	-		
				目標値	%	-	-	-	65	
				達成度	%	-	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)	
	(2)全国商店街振興組合連合会補助事業 全振連が行う講習会・研修事業への参加者の満足度			成果実績	%	-	-	-		
				目標値	%	-	-	-	85	
				達成度	%	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	(1)地域商業自立促進事業 採択件数			活動実績	件	-	-	-	-	
				当初見込み	件	-	-	-	275	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	(2)全国商店街振興組合連合会補助事業 全振連が行う講習会・研修事業への参加者の参加人数			活動実績	人	-	-	-	-	
				当初見込み	人	-	-	-	350	

単位当たり コスト		算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
		(1) 地域商業自立促進事業 X÷Y X: 予算 Y: 採択見込み件数		単位当たり コスト	千円/件	-	-	-	14,126
				計算式	X/Y	-	-	-	3,884,676/275
単位当たり コスト		算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
		(2) 全国商店街振興組合連合会補助事業 X÷Y X: 講習会・研修会の補助金額合計 Y: 参加人数		単位当たり コスト	千円/人	-	-	-	8
				計算式	X/Y	-	-	-	2,673/350
平成 26・27 年度 予算 内訳 (単位： 百万円)	費 目		26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	地域商業自立促進事業		3,885	2,485	平成27年度については、地域の商機能やコミュニティ機能の向上のため、商店街自らがビジョン、行動計画等を定め、「中・長期的」な収益改善や活性化に取り組む意欲ある商店街に対し、支援対象を絞った上で重点的に支援を行うこととしているため。				
	全国商店街振興組合連合会補助金		15	15					
	計		3,900百万円	2,500百万円					

事業所管部局による点検・改善						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 必 費 要 投 入 の 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	商店街は地域コミュニティの担い手として、公共的な機能を持っており、国家としても重要な位置づけとして いる。今日の厳しい経営環境の下、店主を奮起させ、商店街を活性化させるためにも国家レベルでの支援が必要であり、優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	事業実施主体の選定に当たっては、公募を実施し、経済産業局ごとにおける有識者等の第三者からなる外部審査委員による審査を経て決定する。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			－		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	－	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			－		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			－		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－	－	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	「平成26年度新規事業」 平成25年6月の行政事業レビュー「公開プロセス」における、「人口動態の変化など社会の構造問題に対して、的確に対応できるような支援施策を検討すること。」「自治体との役割分担に配慮しつつ、より自治体のイニシアチブが発揮されるスキームを検討するなど、協力関係を一層深めて事業を実施すること。」という指摘を踏まえて、地域住民のニーズ調査等を踏まえた商店街での創業支援等を実施するとともに、より自治体のイニシアチブが発揮されるスキームとするため、当該事業では自治体からの計画書の提出及びフォローアップを応募要件とする。				
	改善の 方向性					
外部有識者の所見						
－						
行政事業レビュー推進チームの所見						
－		支援件数（アウトプット）の把握に止まらず、事業として実現を目指す成果目標を明確に設定し、その達成状況や進捗を測るための適切な成果指標を設定し、事業を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
－	－					
備考						
◇行政事業レビュー「公開プロセス」との関係 平成25年度「公開プロセス」の対象事業 事業名：地域商業再生事業 評価結果：事業全体の抜本的改善（現状通り 0名／事業内容の改善 2名／事業全体の抜本的改善 4名） 外部有識者のとりまとめコメント： ○長期的な視点から、今後の商店街対策の全体像を検討すること。 ○人口動態の変化など社会の構造問題に対して、的確に対応できるような支援施策を検討すること。 ○売上げの増加率等、的確な指標を再検討すること。 ○自治体との役割分担に配慮しつつ、より自治体のイニシアチブが発揮されるスキームを検討するなど、協力関係を一層深めて事業を実施すること。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	－	平成24年	－	平成25年	－

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

【地域商業自立促進事業】

経済産業省
3,885百万円

〔 商店街支援補助金の交付 〕



【公募・補助】

A.商店街振興組合等(275件※見込)

〔 公募により採択、交付決定された事業に対する補助事業実施 〕

【全国商店街振興組合連合会補助金】

経済産業省
15百万円



【補助】

B.全国商店街振興組合連合会

〔 <全国商店街振興組合連合会補助事業>
・全振連主催の研究会の開催
・全振連主催による県信連の役職員を対象とした講習会・研修会等の開催等 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

政策体系における位置付け

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表より

中小・地域

経営革新・創業促進

【概要】

- ・中小企業・小規模事業者にビジネスチャンスを生み出すべく、起業・創業、技術開発等の取組を支援する。
- ・農林水産物や観光資源等の地域資源を活用して行う事業に対して、補助金から融資制度まで総合的な支援を実施するとともに、地域の支援体制を強化するため、具体的なアドバース、支援機関等の連携促進等を行う「よろず支援拠点」を整備し、専門家派遣等を実施する。

- ・また、地域コミュニティとしての機能を有している商店街などにおける商業インキュベーションの機能強化を図ることによって、中小企業の成長を地域の経済活性化につなげていく。

【目標】

- ・小規模企業振興のための法整備を進める。
- ・地域資源活用促進法の見直しを含め、地域資源の発掘、支援ネットワークの構築や一層のブランド化を図る。
- ・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率10%台を目指す。
- ・2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす。

地域中小商業支援事業

(平成25年度当初予算)

地域商業自立促進事業

(平成26年度当初予算)

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省26-4-1)

施策名	4-1 経営革新・創業促進	担当部局名	中小企業庁長官官房参事官付	政策評価実施予定時期	平成27年8月
施策の概要	○中小企業・小規模事業者ビジネスチャンスを生み出すべく、起業・創業、技術開発等の取組を支援する。 ○農林水産物や観光資源等の地域資源を活用して行う事業に対して、補助金から融資制度まで総合的な支援を実施するとともに、地域の支援体制を強化するため、具体的なアドバイス、支援機関等の連携促進等を行う「よろず支援拠点」を整備し、専門家派遣等を実施する。 ○また、地域コミュニティとしての機能を有している商店街などにおける商業インキュベーションの機能強化を図ることによって、中小企業の成長を地域の経済活性化につなげていく。				政策体系上の位置付け 4 中小・地域
	達成すべき目標	○小規模事業者の活力向上を図るため、創業・第二創業支援などを基本的施策に盛り込んだ法整備を進めるとともに、小規模事業者向けに焦点を当てた施策を実施する。 ○地域経済を活性化させるため、地域資源の発掘・支援ネットワークの構築等の支援や地域資源の見直しを実施する。 ○起業・創業者に対する資金支援等を行い、創業を促すことで将来の開業率10%を目指す。 ○中小企業・小規模事業者の経営を強化・安定させるために、技術開発から販路開拓等を支援し、2020年までに黒字企業の倍増を目指す。		目標設定の考え方・根拠 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)	
施策の予算額(執行額) (百万円)	24年度	25年度	26年度	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 中小企業基本法	
	282,308 (276,559)	225,453 (213,119)	37,951	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	

【測定指標】

測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
1 小規模企業振興	小規模企業振興のための法整備を進める	26年度	25年度	26年度	25年度において、小規模活性化法を制定し、「小規模基本法」の制定、「小規模支援法」の改正に関する閣議決定を行ったところ。 26年度においては、閣議決定を踏まえて法律の制定・改正を目指す。		
2 地域のリソースの活用・結集・ブランド化	地域資源活用促進法の見直しを含め、地域資源の発掘、支援ネットワークの構築や一層のブランド化を図る	26年度	25年度	26年度	25年度に策定した「日本再興戦略」において、記載。		
3 中小企業の開廃業率	開業率が廃業率を上回る状態にし、開・廃業率10%台を目指す	—	25年度	26年度	25年度に策定した「日本再興戦略」において、KPIとして設定。		
4 黒字中小企業・小規模事業者数	2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす	32年度	25年度	32年度	25年度に策定した「日本再興戦略」において、KPIとして設定。		

【参考指標】

測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度	年度ごとの実績値							26年度 Ⅱ期	参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
					24年度 Ⅳ期	25年度 Ⅰ期	25年度 Ⅱ期	25年度 Ⅲ期	25年度 Ⅳ期	26年度 Ⅰ期	26年度 Ⅱ期		
1 日銀短観における中小企 業の業況判断DI	－	－	－	－	▲ 14	▲ 12	▲ 8	▲ 4	3	7	2	・中小企業の業況を判断する指標。	
測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度	年度ごとの実績値							30年度	参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
2 東京商工リサーチにおける 企業倒産動向	－	－	－	－	11,719	10,537	－	－	－	－	－	・中小企業の業況を判断する指標。	

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)		開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成26年 行政事業 レギュラー 事業番号
	24年度	25年度					
1 中小企業再生支援協議会 事業	4,700 (3,578)	4,335 (3,503)	平成20年度	3	(再生支援) 商工会議所等の認定支援機関に中小企業再生支援協議会を設置し、事業再生の専門家が、中小企業再生についての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施する。 また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画(私的整理の合意文書)の策定を支援する。 (事業引継ぎ支援) 47都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ相談窓口」において、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行う。さらに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域に、「事業引継ぎ支援センター」を設置し、事業引継ぎに関するより専門的な支援を行う。	-	0168
2 小規模事業者対策推進事業	2,173 (1,685)	1,839 (1,612)	平成14年度	1	(1)地域機関の小規模企業支援事業 ※1/2補助等 ・「地域力活用新事業創出支援事業」：商工団体、小規模企業、自治体等の連携によるコミュニティビジネスや地域資源活用による新商品・サービス等の新事業創出支援する。 (2)全国機関の地域機関指導事業 ※6/10補助等 ・全国商工会連合会・日本商工会議所による商工会・商工会議所等地域機関の経営指導員研修、中小企業支援施策の普及推進事業を実施する。	-	0169
3 小規模事業者経営改善資 金融資事業	3,600 (3,600)	3,600 (3,600)	昭和56年度	1	商工会・商工会議所等の指導を受けて経営改善に取り組み小規模事業者を対象に、株式会社日本政策金融公庫が、無担保・無保証・低利で経営改善のための資金を貸し付ける「マル経融資(小規模事業者経営改善融資制度)」の実施に当たり、同公庫に対して、金利低減のための財政措置を講ずる。	-	0170
4 中小企業連携組織対策推 進事業	580 (443)	536 (440)	平成12年度	1	1. 指導機関等関連事業【2/3、6/10、1/2、1/3、定額】 ・①人件費②都道府県中央会への指導等③組合への指導等④調査研究・情報提供等を支援する。 2. 中小企業活路開拓調査・実現化事業【6/10、定額】 ・新たな活路の開拓や諸問題を改善するために組合が行う事業に対して支援する。	-	0171
5 地域自立型買い物弱者対 策支援事業	56 (-)	857 (652)	平成24年度	-	買い物に不便を感じる高齢者等のいわゆる「買い物弱者」に対して商品購入機会を与えるための販売拠点の整備や移動販売事業など、買い物機会を提供する事業に補助金を交付する(補助率2/3)。この際に、買い物弱者対策と併せて、高齢者の安否確認、食事配達等のように、地域の生活基盤サービスの提供を一体的に行うものを優先的に支援する。予算補助の対象者は、民間事業者や特定非営利法人等の法人格を有する者から公募により選定する。 本事業の実施により、モデル地域を創出し、横展開を図ることにより買い物弱者対策地域の増加に貢献する。	-	0177

6	認定支援機関等研修事業	- (-)	121 (70)	16	平成25年度	-	経営力強化支援法に基づく認定支援機関に対し、再生計画や経営改善計画、海外展開事業計画等の作成等を手がける大手会計法人、ビジネスコンサルティング会社等が講師とする研修を全国各地で開催する。	-	0179
7	農業成長産業化実証事業	- (-)	131 (129)	551	平成25年度	-	本事業では、ターゲットとなる大規模海外市場を明確にした上で、国際的に競争力を有すると認められる工業技術や商業ネットワーク等を活かした日本型「先端的農業システム」を活用し、市場ニーズを捉えた収益性の高い効率的な生産・加工・流通等をトータルパッケージで実施するとともに、ブランド構築によって市場獲得・シェアの拡大を実現する。	-	0182
8	地域中小商業支援事業	- (-)	3,471 (1,273)	398	平成25年度	-	(1) 中小商業活力向上事業 ① 中小商業活力向上支援事業 商店街振興組合、商工会、商工会議所及び民間事業者等が、集客事業の実施や空き店舗の有効活用など、社会課題を踏まえつつ商店街の集客力向上や売上高の増加等に向けた取組を行う場合に、補助率2/3・1/2・1/3(地域商店街活性化法)の認定を受けた事業については、補助率最大2/3の補助金を交付する。 ② 中小商業活力向上施設整備事業 商店街振興組合、商工会及び商工会議所等が、アーケードの整備やカラー舗装の整備、商業インキュベータ施設の設置など、社会課題を踏まえつつ商店街の集客力向上や売上高の増加等に向けた施設整備を行う場合に、補助率2/3・1/2・1/3(地域商店街活性化法)の認定を受けた事業については補助率最大2/3の補助金を交付する。 (2) 地域商業再生事業 商店街組織とまちづくり会社や特定非営利活動法人等の民間企業等とが一体となり、地域の人口規模、行動範囲、商業量、地域住民が商店街等に求める地域コミュニティ機能などを精査し、まちづくり計画と整合的に取り組まれるコミュニティ機能再生・向上のための地域状況の調査、当該調査に基づき行う施設整備等事業及び再生支援事業に加えて、商店街等において財務状況の改善の効果のある事業であって、当該商店街等を取り巻く外部環境の変化を踏まえて取り組まれる、地域のコミュニティ機能の継続的かつ自律的な維持・強化を図られる構造改革に資する事業等に対して、補助率2/3の補助金を交付する。 (3) 全国商店街振興組合連合会補助事業 全国商店街振興組合連合会(以下「全振連」)が実施する商店街の近代化や各種研究会の実施とその成果の普及啓発、都道府県商店街振興組合連合会(以下「県振連」)の役員等等の研修事業等を実施する。(補助率6/10)	-	0186
9	中心市街地魅力発掘・創造支援事業	- (-)	2,220 (714)	280	平成24年度	-	まちの魅力を高めるための知恵の掘り起こし、人材派遣・先導的取組の実証を重点的に支援。(1/2又は2/3の補助)また、事業を強力に推進するため、地域に根付いた「まちづくり会社」や商店街組織等を支援の中核とするともに、徹底した効果検証システムを内在化させる。	-	0189
10	新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業	- (-)	734 (696)	730	平成24年度	3	・大企業からのカーブアアウト案件や全国各地のビジネスコンテストの入賞案件等から成長力のある案件を選定し、支援者による徹底したハンズオン支援を通じて、ビジネスプランを事業化につなげる。 ・これにより、創業前や創業後初期の支援に係る手法やノウハウを向上させることで、優良な支援人材を育成する。 ・また、支援者のネットワークを形成し、そのハンズオン支援の過程で得られた手法やノウハウを他の新事業創出支援者へ横展開する。 ・特に、大企業発の案件については、スピニアウト等を阻む課題(労働債務、知財保護等)の解決策の確立を図る。 ・また、ベンチャー経営者、支援者を大学に派遣すること等により起業家教育の充実を図り、新事業創出の裾野を拡大する。	-	0191
11	中心市街地活性化事業(中心市街地再興戦略)	- (-)	4,498 (0)	-	平成25年度	3	地域経済を牽引する市町村の中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を実施する。具体的には地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることが出来る業者に対し、近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能を支援する。また、商業等の機能を整備するための事前調査に対する支援を行う。併せて、重点的な支援以外にも、中心市街地に対する支援策については、少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを推進するための拡充する。	-	0193

12	小規模事業者等人材・支援人材育成等事業	- (-)	- (-)	310	平成25年度	1	優れた技術・技能を有する者を技術継承支援者として認定し、ものづくり小規模事業者等が、製造現場等において中核として働く人材に、技術継承支援者の行う講習を受講させる際の経費の一部を補助し、使いこなし能力、多能工のための技術・技能の向上、指導力向上、現場改善力の向上を図る。また、「地域人材育成コーディネーター」を中心とした、地域の専修の中小企業等による「地域人材育成コンソーシアム」の組成を支援し、地域の企業間での人材育成を目的とした出向・他社でのOJT研修による人材育成等の実証を行うことで、地域の中小企業における人材育成を推進する。さらに、認定支援機関の支援事例等の調査等を通じ、他の認定支援機関のモデルとなる優良な取組を選定し、事例を取りまとめ、広く認定支援機関等に共有することにより、認定支援機関の更なる質の向上を図ると共に、中小企業・小規模事業者自身が認定支援機関を評価した上で最適な支援機関を選定できる体制の整備を図る。	-	0198
13	消費税軽減円滑化等支援 情報システム開発事業	- (-)	167 (0)	333	平成25年度	-	中小企業・小規模事業者等が、消費税増税後も取引を適正化し、事業機会を拡大しつつ、雇用の維持や賃金上昇に寄与するため、取引適正化情報システムの開発、支援ポータルサイトにミラサポの機能強化及びITクラウドを用いたビジネスマッチング等を実現するためのシステム構築の実証を行う。	-	0199
14	小規模事業者販路開拓・支援基盤整備事業	- (-)	400 (400)	850	平成25年度	1	(1)小規模事業者等の経営診断情報(カルテ)を統合データベースとして整備し、経営課題に応じたきめ細かな支援情報の提供や継続的な支援等に活用する。 (2)①小規模事業者を支援する者(経営指導員等)が、ITを活用した販路開拓等をおこなうとすると事業者に対して、適切な助言や指導を行うための研修を実施する。また、小規模事業者に対して、HP作成から各種eコマースサイトの利用、注文に対する対応等のノウハウ等について、セミナーやe-learningを通して幅広く情報提供等を行う。 ②小規模事業者等に対し、中小企業基盤整備機構が専門家を派遣して海外向け販路の構築を支援するとともに、それに伴うホームページの外国語化、代金決済システム構築の経費の一部を補助する。併せて、物流企業とのマッチングを実施し、海外販路構築をパッケージ化して支援する。	-	0201
15	健康寿命延伸産業創出推進事業	- (-)	- (-)	870	平成26年度	-	企業や保険者等が、健康寿命延伸産業を活用し、従業員・被保険者等の健康増進・医療費削減・労働生産性向上に取り組み活動の投資対効果を実証する。 併せて、医療機関・民間事業者・自治体等が連携して、健康寿命延伸に資する食事や運動サービスを提供するために不可欠な制度設計及び情報基盤整備など、必要な事業基盤の構築を行う。	-	新26-0017
16	中心市街地再興戦略事業 費補助金	- (-)	- (-)	690	平成26年度	3	地域経済を牽引する市町村の中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を実施する。具体的には地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業者に対し、近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備や、魅力ある中心市街地の形成を図るためのソフト事業、専門人材活用等に対する支援を行う。加えて、コンバクトシティの形成を進めていく上で生じる、周辺地域における日常的な商業機能の減退(いわゆる買物弱者問題)等の課題を解決する事業に対する支援を行う。	-	新26-0018
17	まちプロデュース活動支援 事業委託費	- (-)	- (-)	190	平成26年度	3	開業や会社経営に必要なビジネススキルや、空店舗対策や合意形成手法等、まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、タウンマネージャー等を育成する。 また、中心市街地活性化の理念、意義、内容について理解が深まるよう普及活動を行うとともに、新たな分野の専門家等を掘り起こして人材のプールを拡充し、地域と人材プールとのマッチングを強化することで、地域の個性を活かしたまちづくりを支援します。	-	新26-0019
18	地域創業促進支援事業	- (-)	- (-)	749	平成26年度	3	〇創業スクール 全国300箇所で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定まで支援を行う。	-	新26-0020

19	ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業	- (-)	- (-)	12,600	平成26年度	4	○戦略的基盤技術高度化支援事業 補助対象者：「中小ものづくり高度化法」の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者を含む共同体 補助上限額：初年度4,500万円(2年目は初年度の2/3、3年目は1/2を上限として補助) ①大学・公設試験等による設備投資及び研究・開発等に要する経費を支援する(うち1,500万円を上限、補助率：定額)。 ②中小企業・小規模事業者が行う研究・開発や販路開拓を支援する(補助率：2/3)。 ○シーズ発掘 中小企業・小規模事業者と大学等とのライセンスを加速するため、マッチング促進の場を設定し、事業シーズの発掘を支援。 補助上限額：1,000万円(補助率：定額) ○橋渡し研究 補助対象者：中小企業・小規模事業者、大学、公設試験等を含む共同体 補助上限額：初年度2,000万円(補助率：2/3、2年目は、初年度と同額を上限として補助)	-	新26-0021
20	地域商業自立促進事業	- (-)	- (-)	3,900	平成26年度	3	(1)地域商業自立促進事業 商店街等とまちづくり会社、NPO法人等との連携体等が行う、①地域経済循環の促進に資する地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組や、②地域経済を循環させる基盤となる地域コミュニティの形成に向けた取組及び、③商店街の商機能に着目した供給力を強化する取組等に対し、支援を行う。(補助率・・・①、②：2/3、③①、②と併せて実施)：2/3、③のみ(法認定※有り)：2/3、③のみ(法認定※無し)：1/2) ※商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (2)全国商店街振興組合連合会補助事業 全国商店街振興組合連合会(以下「全振連」)が実施する商店街の近代化や各種研究会の実施とその成果の普及啓発、都道府県商店街振興組合連合会(以下「県振連」)の役職員等の研修事業等を実施する。(補助率6/10)	-	新26-0022
21	グローバル農工商連携推進事業	- (-)	- (-)	680	平成26年度	-	民間事業者・団体、大学等研究機関、地方自治体等から構成される、コンソーシアムが戦略品目を選定し、①先端技術を活用したグローバルな大規模農業生産・加工・流通の統合されたシステムによるバリューチェーンの構築(補助率2/3) ②ターゲット市場ニーズを捉えたブランド構築等による需要の拡大(定額補助)をトータルパッケージで行う実証事業に補助を行う。	-	新26-0023
22	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	- (-)	- (-)	4,120	平成26年度	1,3	①よろず支援拠点：地域の中小企業・小規模事業者の創業、経営革新、金融支援、事業再生などの各種の経営課題に対し、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を全国で47箇所設置する。個々の認定支援機関、地域プラットフォーム(認定支援機関等のネットワーク)、全国ベースでの公的支援機関、支援機関以外の業務連携先と協力して、各種の経営課題に対し、きめ細かな支援を実施する。 ②支援ポータルサイトの運用：支援ポータルサイト「ミラサポ」を運営し、中小企業・小規模事業者の経営課題に応じて、国や地方の支援情報・支援施策を分かりやすく提供するとともに、専門家や先輩経営者と時間や場所にとらわれずに相談ができる場(コミュニティ)を提供する。 ③専門家派遣：地域の中小企業・小規模事業者の多様かつ高度な経営課題に対応するため、よろず支援拠点や地域プラットフォームを通じて、支援ポータルサイトの専門家データベースを活用しつつ、専門家を派遣する。	-	新26-0024
23	小規模事業者等人材・支援人材育成事業	- (-)	- (-)	470	平成26年度	1	・中小サービスのリーダーを育成するための事業 ※定額補助 2/3補助 小規模事業者や地域のサービス産業活性化を担う人材と、成功企業(異業種も含む)や成功地域とのマッチングを行い、座学に留まらないインターンシップ型の研修を組成する。こうしたマッチングやインターンシップに係る費用を補助する。 ・小規模事業者支援人材(経営指導員)の育成事業 ※定額補助、委託 小規模事業者を支援する経営指導員が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修を行うとともに、特に先進的な支援機関において、経営支援等のノウハウを体得する機会を提供を行う。	-	新26-0025
24	中小企業・小規模事業者連携促進支援事業	- (-)	- (-)	1,076	平成26年度	4	中小企業が行う法律認定を受けた新連携、農工商等連携の事業計画により行われる新商品・新サービスの開発、販路開拓(展示会出展、試験販売ほか)等の取組を支援する(補助上限：3000万円/件、補助率：2/3)。 また、農工商等連携の推進のため、ネットワークを有する一般社団・財団法人等が行う中小企業者と農林漁業者の連携体構築等を促進する取組を支援する(補助上限：2,000万円、補助率：2/3)。	-	新26-0026

25	中小企業・小規模事業者 経営力強化融資・保証事 業 うち中小企業経営力強化 資金融資事業	- (-)	- (-)	750	平成26年度	4	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定経営革新等支援機関の支援を受けて、創業又は事業拡大・新分野開拓等を行う者を対象に、株式会社日本政策金融公庫の低利融資制度を実施する。	-	新26-0027
26	中小企業者等の試験研究 費に係る特例措置	-	-	-	昭和60年度	-	法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている（大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる）。	-	-
27	中小企業の事業再生に伴 う登録免許税の軽減措置	-	-	-	平成21年度	3	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けた中小企業が、認定計画に従って事業譲渡や会社分割を行う場合について、登録免許税を軽減する（株式会社の設立登記（上限3,000億）：0.7%→0.35%、会社分割による不動産所有権移転登記：0.4%→2.0% 等）。	-	-
28	開業時の登録免許税及び 印紙税の課税免除措置の 創設	-	-	-	平成25年度	3	資本金2,000万円未満の新たな株式会社を設立する際の登録免許税、印紙税の免除措置を講ずる。	-	-
29	中小企業投資促進税制	-	-	-	平成10年度	-	中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除ができる。	-	-
30	少額減価償却資産の損金 算入特例	-	-	-	平成15年度	-	中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）することができる。	-	-
31	土地の譲渡所得に対する 特別控除（地域商店街活 性化法に係るもの）	-	-	-	平成21年度	-	地域商店街活性化法に基づく「認定商店街活性化事業計画」又は「認定商店街活性化支援事業計画」の用に供するために土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得について1,500万円の特別控除又は損金算入を認める。	-	-
32	土地の譲渡所得に対する 特別控除（中心市街地活 性化法に係るもの）	-	-	-	平成10年度	-	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡する場合に、譲渡所得から1,500万円を特別控除することを認める。	-	-
33	商業・サービス中小企業活 性化税制の創設	-	-	-	平成25年度	-	青色申告書を提出する中小卸、小売、小売、サービス業を営む者が一定の金額以上の建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を認める。	-	-
34	再生ファンドによって複数 の金融機関から債権買取 りを受け、再生企業が債務 免除を受ける場合の企業 再生税制の適用及び少額 資産の評価損の損金算入	-	-	-	平成25年度	-	一定の要件を満たした私的整理について、資産売却による損失の実現を待たずに評価損を計上することにより、経営改善、事業再生が可能となる。また、期限切れ欠損金を優先して控除することにより青色欠損金をその後の所得に対し損金算入することができる。 また、少額資産についても資産評価が行われている場合には評価損を計上することができる。	-	-
35	中小企業に対する交際費 課税の特例	-	-	-	平成26年度	-	中小法人等が支出する交際費については、定額控除限度額（損金算入限度額）が800万円に引き上げられている。	-	-

36	小規模事業者経営改善資金	-	-	-	昭和48年度	1	金融確保の面できわめて困難な立場に置かれている小規模事業者に対し、商工会・商工会議所等による経営指導と併せて、無担保・無保証の低利融資を行うことで、小規模事業者の経営改善を促進する。	-	-
37	新企業育成貸付(新事業活動促進資金)	-	-	-	平成17年度	3	中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援するため、これらの事業活動に必要な資金の貸し付けに關し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設ける制度。	-	-
38	新事業育成資金	-	-	-	平成11年度	3	新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援する。	-	-
39	女性、若者／シニア起業家支援資金	-	-	-	平成11年度	3	女性、若者又は高齢者のうち開業して間もない者に対して、日本政策金融公庫による低利融資を行う。	-	-
40	再挑戦支援資金	-	-	-	平成19年度	3	日本政策金融公庫が、いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者を支援する。	-	-
41	IT活用促進資金	-	-	-	平成12年度	-	情報技術(IT)の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術(IT)の活用を図る中小企業者を支援する。	-	-
42	地域活性化・雇用促進資金	-	-	-	昭和62年度	-	地域における中小企業者の企業立地の促進、立地条件の改善及び共同化の促進等により、当該地域経済の活性化及び雇用の促進を図るために支援する。	-	-
43	企業再建・事業承継支援資金	-	-	-	平成14年度	-	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業であって、通常の融資制度では取り上げが困難なものに対し、安定資金を供給し、自助努力による企業再建を支援すること及び中小企業者の事業承継の円滑化を支援する。	-	-
44	挑戦支援資本強化特例制度(資本金劣後ローン)	-	-	-	平成20年度	3	新規事業や企業再建等に取り組み、地域経済活性化等に資する事業(雇用効果の認められる事業、地域社会に不可欠な事業、技術力の高い事業など)を行う中小企業者を支援する。	-	-
45	企業活力強化資金(商業振興関連)	-	-	-	平成7年度	-	財政基盤が脆弱かつ経営資源が乏しい中小小売商業者や特定会社等に対して資金供給を円滑にし、経営の近代化・合理化等を図る。	-	-
46	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する建築物及び構築物を取得した際の割増償却制度	-	-	-	平成26年度	-	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に係る商業施設等で認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が平成27年3月31日までに取得等するものにつき、5年間30%の割増償却が適用できる。	-	-
47	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建築物の建築をした際の登録免許税の軽減	-	-	-	平成26年度	-	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供するため、その事業の実施区域において、不動産の取得又は建築物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に係る登録免許税が1/2に軽減される。	-	-